

議員提出第7号議案

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定  
により提出する。

令和5年6月15日

大田区議会議長 押見隆太様

提出者

清水菊美

佐藤伸

すがや郁恵

杉山こういち

村石真依子

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を  
改正する条例

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「招集に応じ若しくは委員会に出席するため旅行したとき又は」を削り、「公務のため」の次に「特別区の存する区域外に」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「に定めるもののほか議員が公務のため旅行したときに」を「の規定により」に改め、「第 1 項の」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

日額旅費の支給を廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

議員提出第8号議案

大田区高齢者補聴器購入費助成条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和5年6月15日

大田区議会議長 押見隆太様

提出者

清水菊美

佐藤伸

すがや郁恵

杉山こういち

村石真依子

## 大田区高齢者補聴器購入費助成条例

### (目的)

第1条 この条例は、聴力の低下により日常生活を営むのに支障がある高齢者(満65歳以上の者をいう。以下同じ。)に対し、管理医療器認定を取得した補聴器(以下「補聴器」という。)の購入に要した費用(以下「補聴器購入費」という。)の全部又は一部を助成することにより、補聴器の利用を通じて当該高齢者のよりよいコミュニケーションを確保するとともに、外出及び地域交流を支援し、並びに閉じこもりを防止し、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する高齢者とする。

- (1) 大田区に居住し、かつ、大田区の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 医師により難聴のため補聴器の装用が必要であると診断されていること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく補聴器にかかる補装具費の支給を受けられない者であること。

### (助成金の額等)

第3条 補聴器購入費の助成は1回に限り、助成金の額は当該助成に係る補聴器の購入に実際に要した額とする。ただし、助成金の額は13万7,000円を限度とする。

### (助成の申請)

第4条 補聴器購入費の助成を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、規則で定めるところにより、区長に申請をしなければならない。

- (1) 難聴のため補聴器の装用が必要であることを証明する医師の診断書
- (2) 補聴器購入費の支払をしたことを証する書類

2 前項の申請は、当該申請に係る補聴器を購入した日の翌日から起算して1年

以内に行わなければならない。

(助成の決定等)

第5条 区長は、前条第1項の申請があったときは、規則で定めるところにより、補聴器購入費の助成の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補聴器購入費の助成をする旨の決定をしたときは、規則で定めるところにより、当該決定を受けた者に当該決定に係る助成金を支給するものとする。

(助成の決定の取消し等)

第6条 区長は、偽りその他不正の手段により補聴器購入費の助成の決定を受けた者があるときは、当該決定を取り消し、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(提案理由)

聴力の低下により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、補聴器購入費を助成することにより、よりよいコミュニケーションを確保するとともに、外出及び地域交流を支援し、並びに閉じこもりを防止し、高齢者の福祉の増進に資するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。